

北海道開発局農業水産部農業設計課長
北海道防衛局企画部周辺環境整備課長
北海道土地改良事業団体連合会事業部長 様
北海道土地開発公社総務部総務経理課長
地方独立行政法人
北海道立総合研究機構農業研究本部長
公益財団法人
北海道農業公社農村施設部設計審査課長
一般社団法人
北海道農業土木協会事務局長
一般社団法人
北海道農業建設協会事務局長

北海道農政部農村振興局
事業調整課長

工事における週休2日の取得に要する費用の計上に関する試行について

農政部が発注する工事については、将来における工事の担い手確保が課題となる中で、休日を確保できる環境整備を推進するため、「工事における週休2日の取得に要する費用の計上に関する試行について」（平成30年10月12日付け事調第676号）により、週休2日の確保に要する費用の計上を行ってきたところですが、積算方法に関する試行の一部を改正し、積算基準日が令和3年2月1日以降の工事から適用することとしたので通知します

記

1 対象工事

土地改良事業等請負工事の価格積算要領、鋼橋製作架設工事価格積算要領、環境整備工事等価格積算要領及び施設機械設備等価格積算要領を適用する工事を対象とする（別表1）。ただし、工期末に制限のある工事など、週休2日の実施に適さない工事は除く。

2 「週休2日」の定義

「週休2日」とは、対象期間^{※1}を通じた現場閉所^{※2}の日数が、4週8休以上^{※3}となることをいう。

※1：対象期間とは、工事の始期から工事の完成日までの期間をいう。

なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土

日祝祭日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

※2：現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含めて1日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視等、現場管理上必要な作業は含まない。

※3：4週8休以上とは、対象期間内の現場閉所日数の割合が28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

3 実施方法

(1) 発注者は、土地改良事業等工期設定要領（平成29年12月14日付事調第823号）を踏まえた工期設定を行うものとする。

(2) 受注者は、週休2日の実施を希望する場合、工事着手前に週休2日の実施計画書^{※4}を作成し工事監督員へ提出すること。

(3) 試行工事の対象となる工事期間は、工事の始期から工事の完成日まで（工事の中止期間^{※5}や余裕ある工期期間は除く。）とし、その期間内に週休2日の履行（または実施予定）を確認すること。

※4：実施計画書は、別記様式1（休日等取得実績調書）計画欄によるものとする。

※5：標準契約書第19条1及び2における工事の全部の施工を一時中止する場合をいう。

4 実施の留意事項

(1) 受注者は、現場閉所を計画的に設けることとする。ただし、現場の特性等に応じて、当初計画した現場閉所を振り替えできるものとするほか、天候等により休工し、作業日を振り替えた場合においても現場閉所として認めるものとする。

(2) 週休2日の履行確認については、事務手続きの関係上、工事の完成日の20日前^{※6}までに実施状況^{※7}（または実施予定状況）を工事監督員に提出し、確認を受けなければならない。

(3) 発注者は、緊急時等を除き、受注者に対して休日の作業が発生するような指示及び依頼は行わないものとする。

(4) 週休2日の実施を希望したが、実際に週休2日を履行することができない場合でも、その責は問わないものとする。

※6：工事完成日の20日前が閉庁日の場合は、その前の開庁日とする。

※7：実施状況（または実施予定状況）は、別記様式1（^{※4}）実施欄によるものとする。

5 実施確認

(1) 受注者は、週休2日の実施状況を定期的に工事監督員へ報告^{※8}すること。

(2) 工事監督員は、受注者からの上記報告により週休2日の実施状況を確認^{※9}するものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り及び提示資料等による確認を行うこと。

※8：報告は、旬日毎に提出する工事旬報による。その提出は電子データまたは書面

とする。ただし、工事旬報を電子データにより提出する場合には、別記様式1（※4）によることもできる。

※9：報告を受けた工事旬報または別記様式1（※4）による。

なお、必要に応じて行う受注者からの聞き取り及び提示資料等による確認とは、工事旬報以外に日報、作業日誌及び安全日誌等による作業実態の確認のことをいう。

6 積算方法

(1) 補正係数

週休2日の対象工事について、週休2日に取り組むことを前提として当初積算から4週8休以上の補正係数を各経費に乗じるものとする。

また、対象期間中の現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、それぞれの現場閉所率に応じた補正係数を用いて、請負代金額を減額変更する。

なお、4週6休に満たない場合又は受注者が工事着手前に週休2日の取組を希望しない場合については、適宜当初積算の補正分を全て減ずるものとする。

	4週8休以上	4週7休以上 4週8休未満	4週6休以上 4週7休未満
現場閉所率	28.5% (8日/28日) 以上	25% (7日/28日) 以上28.5%未満	21.4% (6日/28日) 以上25%未満
労務費	1.05	1.03	1.01
機械経費(賃料)	1.04	1.03	1.01
共通仮設費(率分)	1.04	1.03	1.02
現場管理費(率分)	1.06	1.04	1.03

(2) 補正方法

○労務費 = 労務費 × 週休2日補正係数

○機械経費(賃料) = 機械経費(賃料) × 週休2日補正係数

○共通仮設費(率分) = 対象金額 × ((共通仮設费率 × 施工地域を考慮した補正係数 + 各種補正率加算(共通仮設)^{※10}) × 週休2日補正係数)

○現場管理費(率分) = 対象金額 × ((現場管理费率 × 施工地域を考慮した補正係数 + 各種補正率加算(現場管理)^{※11}) × 週休2日補正係数)

※10：各種補正率加算(共通仮設)とは、「施工箇所が点在する工事の積算方法に関する試行」のうち、経費加算率算出式により算出した加算率及び「面工事の積算方法等に関する試行」に示す補正係数

※11：各種補正率加算(現場管理)とは、施工時期・工事期間等による補正率及び「施工箇所が点在する工事の積算方法に関する試行」のうち、経費加算率算出式により算出した加算率

また、「熱中症対策に資する現場管理费率の補正の試行」を設計変更にて対応する場合は、前述の補正率に含めるものとする。

7 試行工事実施フローについて

試行工事を行う場合におけるフローは別紙2による。

8 入札公告及び入札説明書並びに特記仕様書への記載について

- (1) 入札公告及び入札説明書に別紙1の記載例を参考とし、試行工事の対象であることを明示するものとする。
- (2) 特記仕様書に別紙1の記載例を参考とし、試行工事の対象であることを明示するものとする。

設計積算係	内線27-184
契約係	内線27-169

別紙 1

【入札公告記載例】

1 入札に付する事項

(6) 「工事における週休 2 日の取得に要する費用の計上に関する試行」の対象工事

この工事は、週休 2 日に取り組むことを前提とし労務費、機械経費（賃料）、間接工事費に 4 週 8 休以上の補正係数を乗じて予定価格を算出する試行対象工事である、なお、現場閉所率が 4 週 8 休に満たない場合は、現場閉所率に応じた補正係数を用いて補正をおこなう試行対象工事である。

【入札説明書記載例】

2 入札に付する事項

(6) 「工事における週休 2 日の取得に要する費用の計上に関する試行」の対象工事

この工事は、週休 2 日に取り組むことを前提とし労務費、機械経費（賃料）、間接工事費に 4 週 8 休以上の補正係数を乗じて予定価格を算出する試行対象工事である、なお、現場閉所率が 4 週 8 休に満たない場合は、現場閉所率に応じた補正係数を用いて補正をおこなう試行対象工事である。

《総合評価落札方式による落札者を決定する場合》

「総合評価の方法」に以下を記載する。

総合評価落札方式においては、週休 2 日の実施に関する技術提案・簡易な施工計画における技術的所見は、加點評価の対象としないものとする。

【特記仕様書記載例】

○本工事は当初積算において「4 週 8 休以上」の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じている。また、発注者は現場閉所の達成状況を確認後、4 週 8 休に満たない場合は、現場閉所率に応じた補正係数を用いて補正し、請負代金額を減額変更する。

なお 4 週 6 休に満たない場合又は受注者が工事着手前に週休 2 日の取り組みを希望しない場合については、適宜当初積算の補正分を全て減ずるものとする。

別紙 2

週休2日を実施した工事における対象期間中の現場閉所状況に応じた、それぞれの経費の補正に関する試行実施フロー

試行工事 発注時	
<p>・週休2日試行工事を選定後、入札公告文及び入札説明書並びに特記仕様書に当該工事が試行工事であり、当初積算において4週8休以上の補正係数を乗じている旨を記載する。</p>	<p>(別紙1参照)</p>

↓

試行工事契約締結後の施工計画書提出時	
<p>・受注者が週休2日による施工を希望する場合は、実施計画書（別記様式1）を施工計画書に添付して、施工協議簿とともに工事監督員へ提出する。</p> <p>・工事監督員は計画工程表の休日取得計画の妥当性を確認する。</p> <p>・受注者が週休2日による施工を希望しない場合は、施工協議簿にて工事監督員へ報告する。</p>	<p>(別紙3および別記様式1参照)</p>

※受注者が週休2日による施工を希望しない場合は減額変更を行う。

↓

試行工事 実施（施工）中	
<p>・工事監督員は、休日が適切に取得されているか、必要に応じて受注者への聞き取りや、受注者からの工事旬報等の提示により確認を行う。</p> <p>・受注者は、週休2日を確保しつつ、受注者の責めに帰すことができない事由により工期を延長する必要がある場合、工事監督員へ工期延長についての協議を行うものとする。</p> <p>・工事監督員は、対象期間中の現場閉所の達成状況を確認後、現場閉所率が4週8休に満たない場合は、それぞれの現場閉所率に応じた補正係数を用いて、請負代金額を減額変更する。</p> <p>なお、4週6休に満たない場合又は受注者が工事着手前に週休2日の取組を希望しない場合については、適宜、当初積算の補正分を全て減ずるものとする。</p> <p>⇒工事の完成日の20日前までに、「現場閉所率」が確認できる場合は、その確認日以降であれば、設計変更を行って差し支えない。</p> <p>⇒受注者は、工事の完成日の20日前までに、「現場閉所率」が確認できない場合であっても、「別記様式1」等の実施予定状況が確認できる書類を提出し、工事監督員によ</p>	

る休日取得計画の妥当性の確認を受けるものとし、現場閉所率が、4週8休に満たない場合は、現場閉所率に応じた補正係数を用いて減額変更を行うものとする。

(受注者は「現場閉所率」確認のための提示資料をとりまとめ、工事監督員による作業実態の確認に応じること。)

工 事 施 工 協 議 簿

契約後打合せ例

指示 承諾 協議 報告	役職等	課長 出張所長	専門員 次長	係長 長査	総括 監督員	主任 監督員	監督員		主任 技術者	現場 代理人
	署名等	必要に 応じて	必要に 応じて							
指示 (改善) 改造請求及び破壊検査等 指示 協議	役職等	課長 出張所長	専門員 次長	係長 長査	総括 監督員	主任 監督員	監督員	会社の 責任者	主任 技術者	現場 代理人
	署名等									

工 事 名	○○○ ○○地区 ○工区	協議簿通し番号	●
業 者 名	○○建設		
当該協議月日	令和 年 月 日	前回協議月日	令和 年 月 日

	記載者	内 容
協 議 事 項	現 場 代 理 人	<p>週休2日の実施について</p> <p>例1) 本工区において、週休2日による施工を希望します。 週休2日の計画工程表を提出します。</p> <p>例2) 本工区において、週休2日を考慮して工程を計画したところ、調整が困難であるため希望しません。</p>
	● ●	
合 意 事 項	監 督 員	<p>例1) (確認をして) 実施計画書の内容が適正と認められるため、了解します。 週休2日による施工を実施してください。 以後、実施状況について工事旬報等の提出書類にて確認を行います。</p> <p>○ 最終的な実施確認について、別記様式1の提出をしてください。</p> <p>○</p> <p>例2) 了解した。 週休2日を希望しないことから、設計変更にて当初積算から週休2日補正を減ずることとする。</p>
	○ ○	

別表 1

○土地改良事業等請負工事の価格積算要領

工種区分	工種内容
ほ 場 整 備 工 事	農地の区画整理（道路、用排水路施設を併せて行うもの及び暗渠排水工事、客土工事を単独で行うものを含む。）工事 【ほ場整備整地工、層厚調整等】
農 用 地 造 成 工 事	農用地造成（道路、用排水路施設を併せて行うものを含む。）工事 【草地造成、心土破碎、透水渠、耕起砕土、土壌改良、反転客土、石礫除去工事等】
舗 装 工 事	舗装の新設及び修繕工事にあつて、次に掲げる工事。 セメントコンクリート舗装工、アスファルト舗装工、セメント安定処理路盤工、アスファルト安定処理路盤工、砕石路盤工、凍上抑制層工、コンクリートブロック舗装工、路上再生処理工、切削オーバーレイ工及びこれらに類する工事。
道 路 改 良 工 事	道路改良工事にあつて、次に掲げる工事。 土工、擁壁工、函(管)渠工、側溝工、山止工、法面工、落石防止柵工、雪崩防止柵工、道路地盤処理工、標識工、防護柵工及びこれらに類する工事。
水 路 ト ン ネ ル 工 事	新設・改修及びこれに附帯する構造物工事 なお、シールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事及びこれに類する工事を含む。
水 路 工 事	用水路及び用排水兼用水路の新設・改修工事〔サイホン工事、排水路の三面張水路及び既製品水路（既製品の大型フリーウム等）を含む。〕でこれと同時に施工される附帯構造物工事 【現場打ちコンクリート及びコンクリート 2 次製品使用のフルーム水路工事】
排 水 路 工 事	排水路の工事で掘削、築堤、護岸、根固め及びこれらに類するものを行う工事 柵渠、連節ブロック、張ブロック、鋼矢板、コンクリート矢板を用いた用水路・用排水兼用水路及び土水路で排水路に類似する工事 【柵渠、連結ブロック及び積ブロックの水路工事】
河 川 工 事	河川工事にあつて、次に掲げる工事。 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、光ケーブル配管工等の補修及びこれらに類する工事。 ただし、河川高潮対策区間の河川工事については「海岸工事」とする。
管 水 路 工 事	既製管及びこれに類する既製品（既製品のボックスカルバート等）を用いる水路工事 ただし、畑かん施設工事並びに推進工法（作業員が内部で作業する推進工法）及びこれに類する工事は除く。
畑 かん 施 設 工 事	樹枝状・管網方式及びこれに類するパイプライン施設のパイプラインの布設及び附帯構造物工事 【営農用水、飲雑用水等の管水路工事】
干 拓 工 事	ポンプ浚渫船、グラブ浚渫船、バケット船等を用いて行う干拓工事及び埋立工事（陸地の用土を用いて行う干拓及び埋立工事は対象としない。）
海 岸 工 事	海岸工事であつて、次に掲げる工事 堤防工、突堤工、離岸堤工、消波根固工、海岸擁壁工、護岸工、樋門（管）工、河口浚渫、水門（閘）工、養浜工、堤防地盤処理工及びこれらに類する工事 河川高潮対策区間の河川工事であつて、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、樋門（管）工、水（閘）門工、光ケーブル配管工、護岸工等の補修及びこれらに類する工事
コ ン ク リ ート 補 修 工 事	コンクリートの補修工事であつて、次に掲げる工事 表面保護工法、ひび割れ補修工法、断面修復工法、目地補修工法及びこれらに類する工事 ただし、管水路内工事を除く。
そ の 他 土 木 工 事 （ 1 ）	コンクリート構造物を主体とする工事であつて、次に掲げる工事 橋梁（上部・下部）、樋門（管）、頭首工、用排水機場（下部・基礎）、水路橋（上部・下部）、貯水槽及びこれらに類する工事
そ の 他 土 木 工 事 （ 2 ）	他のいずれにも該当しない工事で、次に類するものを行う工事 沈砂池、地すべり防止工、ダム等の補修、工事中用ボーリング・グラウト、ため池
フ ィ ル ダ ム 工 事	フィルタイプで本体を主体とする工事

【 】は、適用工種

○鋼橋製作架設工事価格積算要領を適用する鋼橋製作架設工事

○施設機械設備等価格積算要領を適用する施設機械設備製作据付工事、電気通信設備製作据付工事

○環境整備工事等価格積算要領

別記様式1 休日等取得実績調書

工事名		契約工期															対象期間 工事の始期 ~ 工事の完了日															
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
令和年 3月	曜日	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A
	計画																															
	実施 確認(監督)																															
4月	曜日	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	
	計画																															
	実施 確認(監督)																															
5月	曜日	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	
	計画																															
	実施 確認(監督)																															
6月	曜日	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	
	計画																															
	実施 確認(監督)																															
7月	曜日	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	
	計画																															
	実施 確認(監督)																															
8月	曜日	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	
	計画																															
	実施 確認(監督)																															
9月	曜日	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	
	計画																															
	実施 確認(監督)																															
10月	曜日	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	
	計画																															
	実施 確認(監督)																															
11月	曜日	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	
	計画																															
	実施 確認(監督)																															
12月	曜日	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	
	計画																															
	実施 確認(監督)																															
令和1年 1月	曜日	年	年	年	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	
	計画																															
	実施 確認(監督)																															
2月	曜日	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	
	計画																															
	実施 確認(監督)																															
3月	曜日	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	
	計画																															
	実施 確認(監督)																															

■:作業日 休:休工日 (空白):対象外期間

計画時チェック 現場閉所率(%) = 現場閉所日数/週休2日確認対象期間
 = 0日/0日
 = #DIV/0! → #DIV/0! ... ###

週休別現場閉所率

4週6休以上 4週7休未満	4週7休以上 4週8休未満	4週8休以上
21.4%以上 25.0%未満	25.0%以上 28.5%未満	28.5%以上

履行報告期限 #VALUE!

実施時チェック 現場閉所率(%) = 現場閉所日数/週休2日確認対象期間
 = 0日/0日
 = →